令 和 ９ 年 度

青森県立八戸高等支援学校
入 学 者 募 集 要 項

青森県立八戸高等支援学校

〒０３１－０８４１
青森県八戸市大字鮫町字小舟渡平９－２９１

【電　話】　０１７８－３２－２８５４
【ＦＡＸ】　０１７８－３２－２８５７

普　通　科

１　募 集 人 員

３８人

２　出 願 資 格

本校の普通科に出願することができる者は、知的障がい者で、次に掲げる者とする。

⑴　令和９年３月に特別支援学校の中学部又は中学校及びこれに準ずる学校（以下「中学校」という。）を卒業する見込みの者

⑵　特別支援学校中学部（盲学校、聾学校及び養護学校中学部を含む。）又は中学校を卒業した者

⑶　学校教育法施行規則第９５条の各号のいずれかに該当する者

３　出願の制限

⑴　出願は、１人、１校１学科に限るものとする。

⑵　本校に出願した場合は、県立高等学校に出願できない。

⑶　⑴にかかわらず、本校の産業科又は青森県立青森第二高等養護学校に出願し、合格しなかった場合は、本校の普通科に出願することができる。

４　出願の手続

⑴　出願方法

出願は、青森県立学校ＷＥＢ出願システム（以下「ＷＥＢ出願システムという。）における手続及び書類の提出による。

⑵　志願者による出願情報の登録

志願者は、「志願者マイページ案内」を受領した日から令和９年１月１３日（水）１２時までに、次に必要な手続を行うとともに、在学（出身）中学校長による承認を得る。

ア　「志願者マイページ案内」の受領

志願者は、在学（出身）中学校長から、ＷＥＢ出願システムにログインするための「志願者マイページ案内」を受領する。

イ　志願者情報の登録

志願者は、「志願者マイページ案内」から、ＷＥＢ出願システムにログインし、志願者名、ふりがな、生年月日、志願者住所、保護者情報、必要事項を登録する。

ウ　出願情報の登録

志願者は、ＷＥＢ出願システムに、志望する学科等並びに出願先に提出する書類のデータ等、必要事項を登録する。

エ　出願情報等の提出

志願者は、ＷＥＢ出願システムにより、在学（出身）中学校長に出願情報等を提出する。

⑶　在学（出身）中学校長による登録及び承認等

在学（出身）中学校長は、令和８年１２月１日（火）から、令和９年１月１３日（水）１６時までに、次に示す調査書情報（以下「調査書」という。）等の登録及び承認等の手続を行う。

ア　調査書の登録

在学（出身）中学校長は、志願者の調査書をＷＥＢ出願システムに登録する。

イ　愛護手帳（療育手帳）の写しの登録

在学（出身）中学校長は、志願者の愛護手帳（療育手帳）の両面を画像（ＪＰＥＧ）又はＰＤＦファイルで登録する。愛護手帳を所持していない者あるいは申請中の者については、医師による知的障がい者であることを証明する書類を画像（ＪＰＥＧ）又はＰＤＦファイルで登録する。

ウ　学習の習得状況に関する書類（本校指定様式）の登録

在学（出身）中学校長は、本校ホームページより学習の習得状況に関する書類（本校指定様式）をダウンロードし、入力・作成したものをＰＤＦファイルに変換し登録する。

エ　出願情報等の確認及び承認

在学（出身）中学校長は、志願者が登録した志願者情報及び出願情報に誤りがないことを確認した上で、**５　出願の受付及び受検票等の交付**に定める受付期間内に、ＷＥＢ出願システムにより承認及び報告処理をする。この報告処理により、出願となる。

オ　本校の産業科又は青森県立青森第二高等養護学校に出願し、合格しなかった場合に、本校の普通科を希望する者については、ＷＥＢ出願システムにより事前に登録した本校普通科への出願情報を改めて承認及び報告処理を行う。

⑷　その他

２　出願資格⑶に該当する者の出願は、**４　出願の手続**⑴及び⑵に準ずるが、事前に青森県教育委員会が手続を行う必要があるため、**５　出願の受付及び受検票等の交付**に定める出願の受付期間の開始２週間前までを目途に、青森県教育委員会に問い合わせること。

なお、出願に必要な書類は次のとおりとし、ＷＥＢ出願システムに書類の画像データ又はＰＤＦファイルを登録する。

ア　入学出願資格に関する証明書

イ　最終在籍学校又は中学校卒業程度認定試験の証明書

ウ　健康診断書（令和８年４月１日以降に検査を受けたもの。）

５　出願の受付及び受検票の交付

⑴　出願の受付期間

令和９年１月６日（水）９時から令和９年１月１３日（水）１６時までとする。

⑵　受検票の交付

本校の校長は、ＷＥＢ出願システムにより受検票及び受検に係る連絡事項を在学（出身）中学校長に交付する。在学（出身）中学校長は、交付された受検票等をＷＥＢ出願システムから印刷し、志願者へ交付する。

６　県外に住所を有する者の出願手続

⑴　県外に住所を有する者が本校に出願する場合は、高等部出願承認申請書（特様式第２号）を青森県教育委員会に提出し、承認を得なければならない。

⑵　⑴による承認の得られない者の出願は受理しない。

7　選抜の実施日時等

⑴　日時

令和９年２月２４日（水）

ア　受検番号　　１～：　９時から１０時３０分まで

イ　受検番号１０１～：１０時１０分から１１時４０分まで

※普通科のみ出願する者の受付時間、面接時間は、受検票を発行する際に通知する。

※本校の産業科又は青森県立青森第二高等養護学校に出願する者のうち、合格しなかった場合に本校普通科を受検する者の受付・面接の時間は、普通科入学者選抜の受検票を発行する際に通知する。

⑵　会場

青森県立八戸高等支援学校

住所　八戸市大字鮫町字小舟渡平９－２９１

電話　０１７８－３２－２８５４

⑶　面接・面談

ア　面接は出願者、面談は保護者等（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。以下同じ。）に対して行うので、受検には保護者等が必ず同伴すること。

イ　まず出願者一人で面接を行い、その後保護者等と一緒に面談を行う。

⑷　日程

受検番号　1～		受検番号１０１～	
時間	内容	時間	内容
８：３０～　８：４５	受付①	９：４０～　９：５５	受付③
８：４５～　９：００	受付②	９：５５～１０：１０	受付④
９：００～　９：１０	ｵﾘｴﾝﾃｰｼｮﾝ	１０：１０～１０：２０	ｵﾘｴﾝﾃｰｼｮﾝ
９：２０～　９：５０	面接・面談①	１０：３０～１１：００	面接・面談③
９：５０～１０：２０	面接・面談②	１１：００～１１：３０	面接・面談④
１０：００～１０：１０	事務連絡①	１１：１０～１１：２０	事務連絡③
１０：２０～１０：３０	事務連絡②	１１：３０～１１：４０	事務連絡④

⑸　持参するもの

・受検票　　・上履き

⑹　その他

出願者が、病気、交通事故その他やむを得ない事由によって、受検が不可能になったり受付時間に遅れたりする場合には、保護者等は、直ちにその事由を在学（出身）の学校の校長に連絡し、在学（出身）の学校の校長は、生徒名及びその事由について本校の校長に報告する。

8　選抜の方法

⑴　入学者の選抜に当たっては、調査書、面接に基づき公正かつ総合的に判定するものとする。

⑵　病気、交通事故その他やむを得ない事由によって、面接の全部又は一部を受けることができなかった者については、本校の校長が事情を調査の上、調査書等によって選抜を行う。

９　選抜結果の通知

⑴　日時
　令和９年３月３日（水）　９時
⑵　方法
ア　本校の校長は、ＷＥＢ出願システムにより、出願者及び在学（出身）中学校長に選抜結果を通知する。
イ　在学（出身）中学校長は、入学辞退が生じた場合、速やかに本校の校長へ電話で連絡するとともに、辞退理由等を記した文書を郵送又は持参により提出する。

10　合格者説明会

合格者及びその保護者等を対象に、下記のとおり実施する。
⑴　日時
　令和９年３月９日（火）１４時から１５時３０分まで
⑵　会場
　青森県立八戸高等支援学校
　住所　　八戸市大字鮫町字小舟渡平９－２９１
　電話　　０１７８－３２－２８５４

産　業　科

１　募 集 人 員

１６人

２　出 願 資 格

本校の普通科に出願することができる者は、知的障がい者で、次に掲げる者とする。

⑴　令和９年３月に特別支援学校の中学部又は中学校及びこれに準ずる学校（以下「中学校」という。）を卒業する見込みの者

⑵　特別支援学校中学部（盲学校、聾学校及び養護学校中学部を含む。）又は中学校を卒業した者

⑶　学校教育法施行規則第９５条の各号のいずれかに該当する者

３　出願の制限

⑴　出願は、１人、１校１学科に限るものとする。

⑵　本校に出願した場合は、県立高等学校に出願できない。

⑶　⑴にかかわらず、本校の産業科又は青森県立青森第二高等養護学校に出願し、合格しなかった場合は、本校の普通科に出願することができる。

４　出願の手続

⑴　出願方法

出願は、青森県立学校ＷＥＢ出願システム（以下「ＷＥＢ出願システムという。）における手続及び書類の提出による。

⑵　志願者による出願情報の登録

志願者は、「志願者マイページ案内」を受領した日から令和９年１月１３日（水）１２時までに、次に必要な手続を行うとともに、在学（出身）中学校長による承認を得る。

ア　「志願者マイページ案内」の受領

志願者は、在学（出身）中学校長から、ＷＥＢ出願システムにログインするための「志願者マイページ案内」を受領する。

イ　志願者情報の登録

志願者は、「志願者マイページ案内」から、ＷＥＢ出願システムにログインし、志願者名、ふりがな、生年月日、志願者住所、保護者情報、必要事項を登録する。

ウ　出願情報の登録

志願者は、ＷＥＢ出願システムに、出願先の学校及び志望する学科等並びに出願先に提出する書類のデータ等、必要事項を登録する。

エ　出願情報等の提出

志願者は、ＷＥＢ出願システムにより、在学（出身）中学校長に出願情報等を提出する。

⑶　在学（出身）中学校長による登録及び承認等

在学（出身）中学校長は、令和８年１２月１日（火）から、令和９年１月１３日（水）１６時までに、次に示す調査書情報（以下「調査書」という。）等の登録及び承認等の手続を行う。

ア　調査書の登録

在学（出身）中学校長は、志願者の調査書をＷＥＢ出願システムに登録する。

イ　愛護手帳（療育手帳）の写しの登録

在学（出身）中学校長は、志願者の愛護手帳（療育手帳）の両面を画像（ＪＰＥＧ）又はＰＤＦファイルで登録する。愛護手帳を所持していない者あるいは申請中の者については、医師による知的障がい者であることを証明する書類を画像（ＪＰＥＧ）又はＰＤＦファイルで登録する。

ウ　学習の習得状況に関する書類（本校指定様式）の登録

在学（出身）中学校長は、本校ホームページより学習の習得状況に関する書類（本校指定様式）をダウンロードし、入力・作成したものをＰＤＦファイルに変換し登録する。

エ　出願情報等の確認及び承認

在学（出身）中学校長は、志願者が登録した志願者情報及び出願情報に誤りがないことを確認した上で、**５　出願の受付及び受検票等の交付**に定める受付期間内に、ＷＥＢ出願システムにより承認及び報告処理をする。この報告処理により、出願となる。

オ　本校の産業科又は青森県立青森第二高等養護学校に出願し、合格しなかった場合に、本校の普通科を希望する者については、ＷＥＢ出願システムにより事前に登録した本校普通科への出願情報を改めて承認及び報告処理を行う。

⑷　その他

２　出願資格⑶に該当する者の出願は、**４　出願の手続**⑴及び⑵に準ずるが、事前に青森県教育委員会が手続を行う必要があるため、**５　出願の受付及び受検票等の交付**に定める出願の受付期間の開始２週間前までを目途に、青森県教育委員会に問い合わせること。

なお、出願に必要な書類は次のとおりとし、ＷＥＢ出願システムに書類の画像データ又はＰＤＦファイルを登録する。

ア　入学出願資格に関する証明書

イ　最終在籍学校又は中学校卒業程度認定試験の証明書

ウ　健康診断書（令和８年４月１日以降に検査を受けたもの。）

５　出願の受付及び受検票の交付

⑴　出願の受付期間

令和９年１月６日（水）９時から令和９年１月１３日（水）１６時までとする。

⑵　受検票の交付

本校の校長は、ＷＥＢ出願システムにより受検票及び受検に係る連絡事項を在学（出身）中学校長に交付する。在学（出身）中学校長は、交付された受検票等をＷＥＢ出願システムから印刷し、志願者へ交付する。

６　県外に住所を有する者の出願手続

⑴　県外に住所を有する者が本校に出願する場合は、高等部出願承認申請書（特様式第２号）を青森県教育委員会に提出し、承認を得なければならない。

⑵　⑴による承認の得られない者の出願は受理しない。

7　選抜の実施日時等

⑴　日時

令和９年１月２８日（木）８時３０分から１４時４０分まで

⑵　会場

青森県立八戸高等支援学校

住所　　八戸市大字鮫町字小舟渡平９－２９１

電話　　０１７８－３２－２８５４

⑶　諸検査

ア　学力検査

国語及び数学の２教科

イ　集団行動・作業能力等検査

⑷　面接・面談

ア　面接は出願者、面談は保護者等（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。以下同じ。）に対して行うので、受検には保護者等が必ず同伴すること。

イ　まず出願者一人で面接を行い、その後保護者等と一緒に面談を行う。

⑸　日程

時　　間	諸　検　査　等
８：１０　～　８：３０	受付
８：３０　～　８：４０	オリエンテーション
８：４０　～　８：４５	学力検査についての説明（国語）
８：４５　～　９：１５	学力検査（国語）
９：２５　～　９：３０	学力検査についての説明（数学）
９：３０　～　１０：００	学力検査（数学）
１０：１０　～　１４：４０	着替え・集団行動・作業能力等検査 着替え・面接・面談 （１２：００～１２：４０　昼食・休憩）

⑹　当日の服装

当日は、制服で来校すること。学力検査終了後にトレーニングウェアに着替え、集団行動・作業能力等検査を行う。昼食終了後に制服へ着替え、面接は制服で行う。

⑺　持参するもの

・受検票　　・筆記用具｛鉛筆（シャープペンシル可）、消しゴム｝

・トレーニングウェア　　・上履き　　・着替え入れ袋

・昼食（校外に出ての食事はできません。）

⑻　その他

出願者が、病気、交通事故その他やむを得ない事由によって、受検が不可能になったり受付時間に遅れたりする場合には、保護者等は、直ちにその理由と、場合によっては、追検査受検希望の有無を在学（出身）の学校の校長に連絡し、在学（出身）の学校の校長は、生徒名及びその事由、場合によっては、追検査受検希望の有無について本校の校長に報告する。

８　選抜の方法

⑴　入学者の選抜に当たっては、調査書、面接、学力検査及び集団行動・作業能力等検査の結果に基づき公正かつ総合的に判定するものとする。
⑵　病気、交通事故その他やむを得ない事由によって、諸検査及び面接の全部又は一部を受けることができなかった者については、別に定めるところにより、追検査によって選抜を行うものとする。

９　選抜結果の通知

⑴　日時
　令和９年２月８日（月）　９時
⑵　方法
ア　本校の校長は、ＷＥＢ出願システムにより、出願者及び在学（出身）中学校長に選抜結果を通知する。
イ　在学（出身）中学校長は、入学辞退が生じた場合、速やかに本校の校長へ電話で連絡するとともに、辞退理由等を記した文書を郵送又は持参により提出する。

10　合格者説明会

合格者及びその保護者等を対象に、下記のとおり実施する。
⑴　日時
　令和９年３月９日（火）１４時から１５時３０分まで
⑵　会場
　青森県立八戸高等支援学校
　住所　　八戸市大字鮫町字小舟渡平９－２９１
　電話　　０１７８－３２－２８５４

産業科入学者選抜追検査取扱要項

１　追検査を受検できる者

本検査の全部又は一部をやむを得ない事由により欠席し、かつ追検査の受検を希望する者とする。

２　出願手続

⑴　出願者が、病気、交通事故その他やむを得ない事由により本検査を欠席する場合、在学（出身）中学校又は在学（出身）特別支援学校中学部の校長は、あらかじめ、青森県立八戸高等支援学校の校長（以下「本校の校長」という。）に電話で欠席の連絡をすること。

⑵　⑴により電話で連絡を受けた本校の校長は、検査終了後速やかに本検査欠席者をＷＥＢ出願システムにより登録する。

⑶　本検査を欠席した者（一部欠席者を含む。）の追検査受検の有無について、在学（出身）中学校等の校長は、本校の校長に、令和９年１月２８日（木）１２時から１５時までに電話で連絡すること。なお、希望する者については、受検番号及び氏名を伝えるとともに、ＷＥＢ出願システムに登録すること。「調査書」は、本検査出願の際に登録しているので、再提出は不要とする。

⑷　⑶により電話で連絡を受けた本校の校長は、令和９年１月２８日（木）１６時までに電話及びＷＥＢ出願システムにより、追検査の希望者数（希望しない者の人数を含む。）を学校教育課に報告する。

⑸　⑶により電話で連絡を受けた本校の校長は、令和９年２月１日（月）１５時までに追検査の受検を希望する者の在学（出身）中学校等の校長にはＦＡＸ等で、追検査を希望する者にはＷＥＢ出願システムにより追検査に係る連絡事項を通知する。

３　追検査の実施日時等

⑴　日時
令和９年２月３日（水）１３時から１６時０５分まで

⑵　会場
青森県立八戸高等支援学校
住所　　八戸市大字鮫町字小舟渡平９－２９１
電話　　０１７８－３２－２８５４

⑶　諸検査
ア　学力検査
国語及び数学の２教科
イ　集団行動・作業能力等検査

⑷　面接・面談
ア　面接は出願者、面談は保護者等（子に対して親権を行う者（親権を行う者のないときは、未成年後見人）をいう。以下同じ。）に対して行うので、受検には保護者等が必ず同伴すること。
イ　まず出願者一人で面接を行い、その後保護者等と一緒に面談を行う。

⑸　日程

受付時間及び受検する検査は、令和９年２月１日（月）１５時までに、出願者の在学（出身）中学校等の校長にはＦＡＸ等で、出願者にはＷＥＢ出願システムにより通知する。

時　　間	諸　検　査　等
１２：４５　～　１３：００	受　　付
１３：００　～　１３：１０	オリエンテーション
１３：１０　～　１３：１５	学力検査についての説明（国語）
１３：１５　～　１３：４５	学力検査（国語）
１３：５５　～　１４：００	学力検査についての説明（数学）
１４：００　～　１４：３０	学力検査（数学）
１４：３５　～　１６：０５	着替え・集団行動・作業能力等検査 着替え・面接・面談

⑹　当日の服装

当日は、制服で来校すること。学力検査終了後にトレーニングウェアに着替え、集団行動・作業能力等検査を行う。その後に制服へ着替え、面接は制服で行う。

⑺　持参するもの

・受検票（本検査用に交付された受検票）　・筆記用具｛鉛筆（シャープペンシル可）、消しゴム｝　・トレーニングウェア　・上履き　・着替え入れ袋

⑻　その他

出願者が、病気、交通事故その他やむを得ない事由によって、受検が不可能になったり受付時間に遅れたりする場合には、保護者等は、直ちにその旨を在学（出身）の中学校等の校長に連絡し、在学（出身）の中学校等の校長は、生徒名及びその事由について本校の校長に報告する。

４　選抜の方法

⑴　入学者の選抜に当たっては、調査書、面接、学力検査及び集団行動・作業能力等検査の結果に基づき公正かつ総合的に判定するものとする。

⑵　病気、交通事故その他やむを得ない事由によって、諸検査及び面接の全部又は一部を受けることができなかった者については、本校の校長が事情を調査の上、調査書等によって選抜を行うものとする。

５　選抜結果の通知

追検査に係る合格発表については、産業科の**９　選抜結果の通知**による。